平成２６年（フ）第５２６９号
東京都日野市万願寺６－７－１　３－106、住民票上の住所東京都府中市多磨町１丁目７－32
破産者　堀内　良藏
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２４９号
東京都港区麻布台３丁目５番５号飯倉ヒルズ313号
破産者　株式会社ティエルシィ
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１８号
東京都新宿区弁天町54番地
破産者　有限会社アンビシャス
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２０号
埼玉県桶川市下日出谷西２丁目８－９、開始決定時の住所埼玉県桶川市大字下日出谷630－３
破産者　平野　基代
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９９号
広島市西区草津新町２丁目13番10号
破産者　株式会社花ゆら
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
秋田県横手市三本柳字寺田125番地１
破産者　株式会社チャレンジ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第２０７７号
横浜市都筑区荏田東４丁目８番５号
破産者　有限会社カーベル
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８４号
神奈川県綾瀬市本蓼川316番３号
破産者　オダホーム株式会社
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７２号
横浜市金沢区富岡東１丁目19番14―213号
破産者　株式会社Ｋ’ｓハウス
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７３号
横浜市金沢区富岡東１丁目19番14―213号
破産者　株式会社Ｋ－ＬＩＮＥ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５号
岡山県倉敷市中庄3582番地12
破産者　株式会社スカイピア
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２６５号
京都市下京区河原町通七条上る住吉町345番地４　ｃｉｔｙ　ｖｉｒｒ戸田101、開始決定時奈良県橿原市白橿町６丁目10番１号
破産者　久保　尚則
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
京都市下京区河原町通七条上る住吉町345番地４　ｃｉｔｙ　ｖｉｒｒ戸田101、開始決定時奈良県橿原市白橿町６丁目10番１号
破産者　久保　順子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０９８号
札幌市東区東苗穂３条１丁目２番７－205号
破産者　山下　公明
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４２号
札幌市中央区南６条西９丁目1024番地１　カトレアマンション703号
破産者　藤本やす江
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０７号
札幌市白石区本郷通１丁目南４番23号　メゾンパークス２－Ｂ号
破産者　工藤　　恵（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８３号
札幌市東区北丘珠４条１丁目13番１号
破産者　小関　康市
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷1458番地
破産者　島田　満春
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０５号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1803番地10、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1803番地３
破産者　田中　正一
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２号
埼玉県入間市東藤沢３丁目22番14号
破産者　草野　壮章（旧姓稲益）
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部